

これでいいのか!?

有期労働

労働者の使い捨てを許さない市民集会



人は、安定した雇用が確保されることで、人間らしい生活を維持することができます。

そのため、安定した雇用=期間の定めのない雇用こそが、労働者にとって人間らしい生活を実現するために不可欠であり、不安定な雇用=期間の定めのあるいわゆる有期雇用は、例外的なものしか認めるべきではありません。

しかし、我が国では、使用者側の都合により有期雇用が広く認められ、結果、不安定雇用、さらには、ワーキングプアの発生の土壌となっています。

このような状況を改善するため、本年8月、労働契約法が、「改正」され、有期雇用に対する一定の制限が設けられました。

今回の労働契約法の改正案は、労働者の「使い捨て」を規制する内容となっているのでしょうか...?

実際に有期雇用で働く労働者の声を聞きながら、みんなで考えていきたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

日時

10月9日[火]
18:30~20:30 開場18:00

会場

自治労会館4階ホール

札幌市北区北6条西7丁目／電話011-747-1457

費用

参加費500円(資料代)

内容

第1部 「改正」労働契約法とは

(経緯、有期労働者の権利の実態など)

第2部 パネルディスカッション

【パネリスト】

札幌ローカルユニオン結・副委員長 木村 俊一 氏

札幌地域労組・書記長 鈴木 一 氏

弁護士(北海道合同法律事務所) 長野 順一 氏

【コーディネーター】

北海学園大学・准教授 川村 雅則 氏

主催 日本労働弁護団北海道ブロック

共催 札幌パートユニオン／札幌地域労組／札幌ローカルユニオン「結」

連絡先 事務局(たかさき法律事務所) 電話:011-261-7738(担当弁護士:斎藤 耕)